



茨労発基 0424 第 1 号の 2
令和 2 年 4 月 2 4 日

一般社団法人
日本労働安全衛生コンサルタント会
茨城支部 支部長 殿

茨 城 労 働 局 長



労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について

平素より労働基準衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、標記につきましては、既に令和 2 年 3 月 4 日付け基発 0304 第 4 号をもって、厚生労働省労働基準長から別添のとおり各団体の長に通知しているところです。
つきましては、下記について、記の 1 で示した改正趣旨を御理解いただき、傘下の団体、会員事業場等の関係者に対し、記の 2 に示した改正内容等の周知に御協力いただきますよう、本職からも改めてお願いします。

記

1 改正の趣旨

特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化則」という。）等が制定されてから 40 年以上が経過し、その間、医学的知見の進歩、化学物質の需給関係の変化、労働災害の発生状況の変化等に伴い、化学物質による健康障害に関する事情が変わってきている。

今般、化学物質による健康障害に係る健康診断項目について、厚生労働省における「労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会」の検討結果を踏まえ、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）、有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号。以下「有機則」という。）、鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号。以下「鉛則」という。）、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 38 号。以下「四アルキル則」という。）及び特化則について、令和 2 年 3 月 3 日付官報のとおり改正を行ったものである。